

実施方針への質問回答に関する基本的な考え方

実施方針 P 2 1 に記載のとおり、調達の公平を期するため、事業の内容についての質問回答はインターネット等により公表して行うこととしている。

都市計画に関連する質問回答のいくつかは、下記「表 - 1」を参照している。

表 - 1:施設の都市計画上の用途条件

		中央合同庁舎 第7号館	民間収益施設	売却予定保留 床	民間権利者施 設
再開発地区 計画の条件	900 ~ 950%	行政目的	事務所用途 可	東京都の定め る育成用途	東京都の定め る育成用途
	700 ~ 900%	行政目的	事務所用途 可	事務所以外の 用途	事務所以外の 用途
	700%以下	行政目的	事務所用途 可	事務所用途 可	事務所用途 可

質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの（以下、これらを非公開質問という。他は公開質問。）についての扱いは以下によった。個別には回答できないが了承願いたい。

1. 同様の公開質問がある場合

- ・他に同様の、公開質問がなされている場合は、これらを参照して頂く。

2. 同様の公開質問がない場合

(1) 設計等の具体提案の可否を問うもの

- ・実施方針、及び入札公告時に公表する要求水準書等の指示事項を満たしていれば、基本的に提案を行うことはできる。

(2) 競争参加資格を問うもの

- ・実施方針、及び入札公告時に公表する競争参加資格を満たせばよい。

(3) 上記以外

- ・入札公告時に公表される審査基準等をもって、回答に代えられると考える。

なお、非公開質問を含めた質問全般の趣旨は意見としても承り、入札説明書等の検討に反映する。

意見については公表は行わず、入札説明書等の検討に反映する。